

外来診療における窓口払いが自己負担限度額までに

平成 24 年 4 月 1 日から、医療機関などの窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「被保険者証」を提示すれば、限度額を超える分の支払いが不要になりました。

○非課税世帯の人

「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人は、被保険者証・印鑑(スタンプ式不可)を持って役場健康づくり推進課窓口で申請してください。

※平成 24 年 3 月 31 日以前に交付された「限度額適用認定証」も、記載されている有効期限までは 4 月 1 日からの外来診療に使用することが出来ます。

○課税世帯の人

申請は不要です。

※課税世帯の人は「被保険者証」のみ医療機関などへ提示してください。

注意すること

限度額適用認定証は、医療機関ごとに適用されます。

平成 24・25 年度の保険料率が決定

県後期高齢者医療広域連合では、保険料率の見直しが行われ、今後 2 年間の保険料率が右のとおり決定しました。

均等割額	47,900 円
所得割率	9.26 %

保険料額(年額) = 均等割額 47,900 円 + 所得割額(総所得金額など - 33 万円) × 9.26 %

※上限額が年額 50 万円から 55 万円へ変更となりました。

保険料軽減は平成 24 年度も継続

低所得の人や被用者保険加入者※に扶養されていた人の保険料は、継続して軽減されます。

※被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などのことです。

年金天引きが一時停止されている人へ

平成 23 年度中に保険料の減額で還付を受けた人は、現在、年金天引きが停止されています。この場合 7 月～9 月は納付書か口座振替での支払いになり、10 月から年金天引きが再開されます。

平成 24 年度保険料の納付開始月

納付書または口座振替の人… 7 月から開始

年金天引きの人…………… 4 月支給の年金から開始

